

令和9年度島根県立飯南高等学校「2年生研修旅行」取扱業務委託業者 募集要項

本校では、令和9年2学期に「2年生研修旅行」を実施する予定です。※(別紙1)参照
主な目的は次の①～④のとおりです。

- 1 「関わる力」「描く力」「発信する力」「主体性」「課題発見力」「計画力」「実行力」などを伸ばす
- 2 他地域の魅力を発見し、飯南町の魅力を再発見する
- 3 上級学校・企業を訪問する
- 4 非日常的な体験を通して、仲間との絆を深める

生徒は十分な事前研修を行ったうえで、上級学校・企業の訪問、現地ならではの体験学習、関西在住の卒業生との交流、意見や感想の聴取等、県内・町内では経験できない活動を通して、新しい気づきや学びを得ます。また、事後研修によって、将来の自身のキャリア形成の基盤づくりをより確かなものとする機会とします。

予定している旅行期間3日間における様々な活動を円滑に企画運営することを目的とし、本業務を取り扱う委託業者を募集します。

※(別紙1)「令和9年度島根県立飯南高等学校「2年生研修旅行」事業委託仕様書
(以下、「仕様書」と記す。)

1 募集の内容

(1) 業務

令和9年島根県立飯南高等学校研修旅行の企画提案及び取扱

(2) 内容等

〈別紙1〉「仕様書」を踏まえた企画提案及び取扱

①企画提案書の様式

様式はA4サイズ10枚程度(※一部A3サイズ資料等折り込み可)

②主な記載事項

- ・旅行の行程表(時刻・宿泊先・活動等を明記)
- ・代金内訳書(交通費・宿泊費・食事・入場料・諸経費・保険料等を明記する)
 - ・添乗員の同行に関すること
- ・各活動(研修)のモデルプランの提示
- ・事故防止及び感染症対策等の効果的な事業遂行のための工夫等の提示
- ・その他、〈別紙1〉に沿い必要なこと

(3)業務期間

契約締結日から令和9年度本事業の実施日までの期間

2 選考に係る事項

(1) 選考参加の要件

選考に参加できる者は、取扱業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次の2つの要件を満たすこととする。

- ①島根県内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の作成

上記1の(2)「内容等」により作成

(3) 選考

①業者決定までの流れ

〈別紙1〉「仕様書」の7を参照

②募集に係る質問受け付け及び回答

実施期間 令和8年7月24日(金)～8月5日(水)

各日午前9時～午後4時(但し、土日祝日は除く)

対応内容 本校の研修旅行について
募集要項の説明について
その他、必要なことについて

担当者 1年学年主任 小岩
電話 0854-76-2333
FAX 0854-76-2344

③募集要項等の公表・学校ホームページへの公開
時期 令和8年7月24日(金)～8月5日(水)
方法 島根県立飯南高等学校ホームページの「重要なお知らせ」よりダウンロードしてください。※ホームページ(<https://iinan.ed.jp/>)

④参加申込書(別紙2)の受付
受付期間 令和8年7月24日(金)～8月5日(水)
各日午前9時～午後4時(但し、土日祝日は除く)
最終日午後4時必着
提出方法 持ち込み又は郵送・FAX・Mailにより提出
提出宛先 〒690-3401 島根県飯石郡飯南町野萱800番地
島根県立飯南高等学校長 宛
※(別紙2)「令和9年度島根県立飯南高等学校『2年生研修旅行』取扱業務委託業者選考審査会 参加申込書」(以下、「参加申込書」と記す。)

⑤企画書の提出
受付期間 令和8年8月6日(木)～9月4日(金)
各日午前9時～午後4時(但し、土日祝日は除く)
最終日午後4時必着
提出書類 上記1の(2)「内容等」により作成
提出部数 11部(正本1部、その写し10部)
提出方法 持ち込み又は郵送により提出
提出宛先 〒690-3401 島根県飯石郡飯南町野萱800番地
島根県立飯南高等学校長 宛
その他 ヒアリングを実施【※予定日:令和8年9月25日(金)】

- ⑥参加に係る注意事項等
- ア)以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。
 - ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・募集要項に違反すると認められる場合
 - ・その他、あらかじめ決められた事項に違反した場合
 - イ)参加者は、複数の企画提案書の提出不可
 - ウ)提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は、軽微な修正等を除き、原則不可
 - エ)提出書類は返却しません、また、必要に応じて校内で複製し、保護者説明等で使用する場合があります。
 - オ)企画提案書の作成や提出のヒアリングへの参加に要する経費等は全て参加者負担とします。
 - カ)参加資格審査後もしくは企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式自由)を本校への持ち込みまたは郵送により申し出てください。

3 審査に係る事項

(1) 審査方法

- ①参加資格審査 校内委員会が、参加の資格を審査
- ②最終審査 校内委員会が、企画提案書及びヒアリングに基づき審査

(2) 参加資格審査

- ①開催日時 令和8年8月6日(木)
- ②結果の通知 速やかに電話で参加者に通知

(3) ヒアリング

- ①開催日時 令和8年9月25日(金)
- ②開催場所 本校会議室
- ③内容 提出された企画提案書に対して個別に質問

(4) 審査項目及び評価の視点

※(別紙3)「令和9年度島根県立飯南高等学校『2年生研修旅行』取扱業務委託業者選考審査 審査項目及び評価の視点」(以下、「評価項目等」と記す。)

(5) 契約候補者の選定

校内委員会で、上記の審査項目を総合的に判断し、最も優れている企画提案書を提出した者を契約候補者とします。

(6) 最終結果の通知

選定後、速やかに参加者に文書で通知します。なお、審査結果の詳細は、非公表とします。

4 審査に係る事項

契約候補者と本校が協議し、業務取扱に係る仕様確定のうえ、契約を締結します。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託できません。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た情報を他者に提供すること、他の目的で利用できません。本業務終了後も同様とします。

(3) 業務の継続に困難が生じた場合の措置

契約期間中に、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

- ①受託者の責に帰すべき事由により業務の継続に困難が生じた場合には、本校は契約の取り消しができることとし、本校に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑に支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととします。
- ②災害その他の不可抗力等、本校・受託者双方の責に帰すことができない自由により、業務の継続に困難が生じた場合、業務継続の可否を協議するものとします。